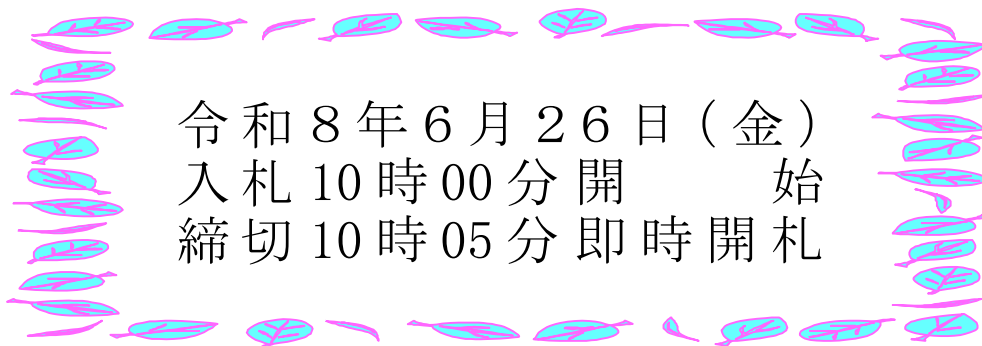


令和 8 年度
第 1 回 立木 公 売 公 告

資格付一般競争 入札のご案内



令和 8 年 6 月 2 6 日 (金)
入 札 1 0 時 0 0 分 開 始
締 切 1 0 時 0 5 分 即 時 開 札

常日頃、国有林材へのご愛顧を賜り誠に有り難うございます。
今後も引き続き国有林材のご利用をお願いいたします。

今回の立木販売は、

分収造林の皆伐:5件、合計:5件

となっております。

入札条件等を熟読のうえ、
ご参加くださいますよう宜しくお願いいたします。

〒378-0018 群馬県沼田市鍛冶町3923-1
利根沼田森林管理署
電話 0278(24)5535 FAX 0278(24)5562

公 売 公 告

令和8年5月26日

分任契約担当官

利根沼田森林管理署長 田中 直哉

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和8年6月26日（金）

入札開始 10時00分

締切 10時05分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

利根沼田森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒378-0018

群馬県沼田市鍛冶町3923-1 利根沼田森林管理署

(2) 到着期限 6月25日（木） 17時00分必着。

上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の(特約事項・入札条件等)については、別紙4「特約事項」、別紙5「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道作設)」及び各販売物件明細書内の「搬出の条件等」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙１－２）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和8年6月29日（月）とします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

1 2 代金の延納

- (1) 1 件の売払契約代金が 1 5 0 万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和 2 4 年法律第 1 7 6 号）の定めるところにより認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 3 6 5 日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して 2 0 日以内とします。
(3) 延納期限は、1,000 m²未満は 6 ヶ月以内、1,000 m²以上は 1 0 ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第 3 4 条第 1 項及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条第 1 項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から 1 5 日以内とします。
(2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第 3 4 条第 3 項第 2 号及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条 3 項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を利根沼田森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
(3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第 3 5 条に基づき、引渡領収書を利根沼田森林管理署長に提出して下さい。

1 4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：利根沼田森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：利根沼田森林管理署で閲覧して下さい。

利根沼田森林管理署のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tonenumata/index.html>

- (2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙 1：委任状、別紙 2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、利根沼田森林管理署 業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

(1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。

(2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。

(3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

(4) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙6-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙6-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

(5) 林産物や林業機械等のトラック運搬について、運搬に使用する車両が運搬区間を走行可能であるか、現地確認のうえ、入札してください。

(6) 分収造林契約箇所の代金納付方法については、別紙7を参照してください。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

利根沼田森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号 0278-24-5535

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

【 記 入 例 】
委 任 状 (例)

代理人氏名 △ △ △ △

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 ○○年○○月○○日
- 2 件 名 令和○年度 第○回 立木公売
- 3 入札に関する一切の件

○○年○○月○○日 (入札年月日)

住 所 ○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称 株式会社 ○○ ○○
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

分任契約担当官
利根沼田森林管理署長

殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3 委任期間

年 月 日から 年 月 日

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
利根沼田森林管理署長

殿

【 記 入 例 】
委 任 状 (例)

私は、都合により△△ △△を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間

○○年○○月○○日 から ○○○年○○月○○日
(提出年月日または、それ以降の日付) (当該年度以内の日付)

○○年○○月○○日 (提出年月日)

住 所 ○○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称 株式会社 ○○○○
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

分任契約担当官
利根沼田森林管理署長

殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

年 月 日

分任契約担当官

利根沼田森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称
代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

入札書

入札番号 第 ○ 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	0	0	0

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

分任契約担当官

利根沼田森林管理署長 殿

※ 代表者本人が入札する場合でも、代理人による入札の場合でも押印不要です。

(入札者)

住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称

株式会社 〇〇〇〇

代表者氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

(代理人)

氏名

(代理人による入札の場合)

△△ △△

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特約事項

1. 物件の引き渡しについて

買受人が現地を確認したもので、同意が得られた場合には、「買受人立会いによる引き渡しは行わないものとする」いわゆる「みなし引渡し」とする事としますのでご協力願います。この場合、物件の引渡し等は次のとおりとなります。

- (1) 代金の全部(売払規程第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金)の納入があった時、又は代金延納担保の提供(売払規程第 29 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては代金延納担保の提供及び当該違約金の納入)があった時(代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には契約締結の時)に引渡しがあったものとみなすものとする。
- (2) 買受人は前記(1)により、引渡しがあったものとみなした時の日付をもって引渡し領収書を森林管理署長に提出するものとする。

2. 作業着手前

- (1) 「立木販売箇所の事業計画書」の提出については、別紙 5「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道等作設)」のとおりです。なお、提出していただいた計画書については労働安全衛生の確保に資するため、関係労働基準監督署に情報提供いたしますのでご承知お願います。
- (2) 作業着手前には、事前に該当森林官等へ連絡し、官民界及び販売区域等の確認を受けてください。官民界または販売区域を超えて伐採(誤伐)しないようお願いします。
- (3) 国有林内既設作業道及び土場敷(以下「既設作業道等」という)については無料利用承認申請によらず現況により使用することを承認します。なお既設作業道等以外へ、契約区域外で新規に搬出路や土場敷を作設する場合には、無料利用承認申請が必要となりますので該当森林官等へ連絡し、手続きを行ってください。
- (4) 搬出路作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は搬出支障木の調査及び手続きに時間を要することから、余裕をもって該当森林事務所に申し出てください。なお、作業着手前に、必ず搬出支障木の売買契約代金納入のうえ金融機関の領収印のある納入告知書の写し(分収林契約箇所については、民収分の代金振り込み証書の写しも添えて)を森林管理署に提出してください。また、搬出関係で幼齢造林地を通過する場合、支障木は必要最小限にとどめるよう計画してください。
- (5) 買受物件の内外を問わず、保安林内において、搬出路や土場等を作設又は利用する場合は、土地の形質変更及び立木の伐採について、県知事への協議(署が実施)が必要となります。支障木の調査及び手続きには時間を要することから、作業着手前に余裕をもって該当森林事務所に申し出てください。
- (6) 私有地を搬出等に使用する場合、私有地の所有者との交渉は、買受人が行ってください。また、公道等の利用における申請等については、買受人において所定の手続きを行うこととなります。土場の作設・ガードレールの撤去など公道を使用する場合は、道路占用許可を受けてください。万一、道路等周辺施設に損傷を与えた場合は、買受人が当該所有者と協議のうえ買受人の負担により修復または賠償等を行っていただくこととなります。

3. 伐採及び搬出作業の実施

- (1) 買受けた物件については、全て伐倒及び搬出してください。特別な理由により立木を残す場合は、あらかじめ森林官等と協議してください。
- (2) 「官民境界標識」の毀損、亡失等の無いように留意願います。万一、毀損亡失等があった場合は、買受人の負担で復元していただくことになります。
- (3) 択伐・間伐など、森林の一部の立木を伐採するに際し、契約対象外の立木の保護その他当該森林の保護に努めてください。
- (4) 末木枝条、残材、根株等を沢の付近や土場周辺に放置しないでください。また、搬出路に水切り等の排水施設を適切に整備し、降雨時に泥水等が直接沢や林道公道等に流出しないようにしてください。特に、洗い越し等の沢付近での作業は、下流への影響が少なくないため、荒天前後などは特に留意してください。
- (5) 買受人は、労働安全衛生、山林火災及び、天候の急変等に十分注意し、作業を実施してください。万一、労働災害等が発生した場合は、該当森林官等もしくは、森林管理署へ連絡してください。また、狩猟期間中及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には「作業中につき発砲禁止」等と表示した看板等を事業地の入り口等の分かりやすい箇所に提示してください。
- (6) 搬出路作設については、別紙5「特約事項（立木販売）（伐採・搬出、森林作業道等作設）」のとおりとします。販売区域内の工作物、水路、歩道等については、損傷させることのないようにお願いします。損傷させた場合については、原状復旧していただきます。
- (7) 販売箇所の下方に人家、道路、鉄道その他重要な保全対象が存在する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等が落下しないようにお願いします。

4. 作業完了後

- (1) 作業終了時には、該当森林官等へ「作業完了」の旨連絡し、現地の確認を受けてください。

5. その他

- (1) 相俣・月夜野森林事務所の内212林班～248林班は、赤谷プロジェクト地域協議会・公益財団法人日本自然保護協会・林野庁関東森林管理局の三者協働により「生物多様性の復元」と「持続的な地域づくり」を目指し赤谷の森として管理しています。
伐採・搬出可能期間については、猛禽類の生息環境保全のため、原則8月から11月までの4ヶ月間となります。
ただし、猛禽類の営巣状況などにより上記4ヶ月間とは異なる作業期間となる場合がありますので、各販売物件の「搬出の条件等」をご確認願います。
- (2) 上記のほか、現地案内の際に提示する事項についても遵守してください。

特約事項（立木販売） （伐採・搬出、森林作業道等作設）

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の（1）及び（5）は適用しない。
- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - （1）買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する15日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）を経由の上、利根沼田森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
 - （2）事業計画書には、森林作業道、集材路及び土場の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
 - （3）買受人は（1）で承認を受けた森林作業道、集材路及び土場の路網計画を変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、利根沼田森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
 - （4）買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、利根沼田森林管理署長の承認を受けた後に着手すること。
- 3 買受人は、森林作業道、集材路及び土場を作設する場合は、以下の項目を遵守し施工すること。
 - （1）路網
 - ア 配置
路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。
 - イ 幅員
幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - ウ 勾配・排水
縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業

を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとる。森林作業道の場合は必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工を実施する。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、森林作業道で緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせる。森林作業道の場合は構造物の設置も検討する。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

路網に構造物を設置する場合は森林作業道として作設する。構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

集材路、土場は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、森林官に報告し、指示を受ける。

（４）その他

ア 表土、根株の扱い（森林作業道の場合のみ）

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケツ等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時、事業時に設置した横断排水施設等を再度確認し、洗堀や土砂の流出を防ぐため補修や追加の排水処置を行う。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、「主伐時における伐採・搬出指針」及び「森林作業道作設指針」によることを基本とする。

- 4 利根沼田森林管理署長は、1、3の不遵守や、2（1）及び（3）において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は利根沼田森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

立木販売箇所の事業計画書

令和 年 月 日

利根沼田森林管理署長 殿

(森林事務所 森林官 経由)

買受者の所在地： _____

名 称： _____

代表者名： _____

電 話： _____

区 分		内 容
場所 及び 数量 等	契 約 方 法	・ 公売・随契 契約月日 令和 年 月 日
	契 約 場 所	・ 国有林 林班 小班 (全・内)
	契 約 数 量	・ 面積 ha ・ 樹種 外 ・ 材積 m3
	伐 採 方 法	・ 皆伐 ・ 間伐 ・ その他 ()
伐採 搬出 計画	作 業 の 形 態	・ 自社 ・ 下請 ・ その他 ()
	作 業 期 間	・ (自) 令和 年 月 日 ~ (至) 令和 年 月 日
	搬 出 方 法	・ 架線集材 ・ トラクター集材 ・ その他 ()
	従 事 作 業 員 の 内 訳	・ 作業員数 名 (常雇 名 臨時 名)
	下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号	・ 住 所 : ・ 名 称 : ・ 代 表 者 : ・ 電 話 :
現場 責任 者等 の氏 名	現場責任者の氏名等	・ 氏 名 : _____ tel : _____
	林業架線作業主任者	・ 氏 名 : _____
	地山掘削作業主任者	・ 氏 名 : _____
	車両系建設機械運転	・ 氏 名 : _____
	かかり木の処理業務	・ 氏 名 : _____

安全指導等の記録

指 導 年 月 日	作 業 の 内 容	安 全 指 導 等 の 内 容
指 導 者 名	従 事 者 の 数	
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者： _____

売買物件の所在地： _____

チェック項目	確認
(1) 伐採区域の確認 ① 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ② 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ③ 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の設計 ① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材材とする。 ② 集材路・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 集材路の線形は、極力等高線に合わせ、集材路・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 集材路は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑤ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 集材路・土場は、人家等重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。やむを得ず作設する場合は、重要な保全対象の上方に必要に応じて丸太柵工等を設置する。なお、集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。 ⑦ 集材路のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3) 林地保全に配慮した集材路・土場の施工 ① 集材路の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路の幅及び土場の広さを必要最小限にする。 ② 路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ③ 横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ④ 安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ⑤ 溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑥ 洗い越し施工では、横断箇所を路面より低い通水面を設ける。 ⑦ 曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑧ 開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たきや植生マット等を設置する。 ⑨ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。 ⑩ 切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ⑪ 切土高は1.5m程度以内（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。 ⑫ 切土のり面勾配は直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。 ⑬ 盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑭ 盛土のり面勾配は概ね1割より緩くすることとし、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くする。 ⑮ 地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合は、横断溝等を設置する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

<p>(4) 作業実行上の配慮</p> <p>① 集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p> <p>③ 伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>(5) 事業中・実施後の整理</p> <p>① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。</p> <p>② 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。</p> <p>③ 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。</p> <p>④ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。</p> <p>⑤ 枝条等が溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。</p> <p>⑥ 集材路・土場は、横断溝等の排水処置を行う。</p> <p>⑦ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。</p> <p>⑧ 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>(6) 生物多様性への配慮</p> <p>① 希少な野生生物の生息等を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を実施する。</p> <p>② 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

売買代金明細書

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇 あて

T8000012050001
利根沼田森林管理署

売買契約年月日 年 月 日

売買契約番号

売買物件の所在場所 (分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町村名 字名 地番等)

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額 (10%)

うち適格請求書 (インボイス)	税込金額	うち消費税額 (10%)
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額 (10%)
①官収分		—
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額 (10%)
③民収分		—
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件（分収造林）	2.00%
2号物件（分収造林）	3.00%
3号物件（分収造林）	3.00%
4号物件（分収造林）	3.00%
5号物件（分収造林）	3.00%

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。

《分収造林契約箇所の代金納付方法について》

今回公売の分収造林契約箇所については、通常の立木販売の代金納付とは異なる点がありますので、下記事項をご理解の上、入札に参加されますようお願い申し上げます。

- ① 立木販売代金の内、官収分については、国の発行する納入告知書により納付してください。
- ② 民収分については、分収造林契約者の指定する金融機関口座への振込をお願いします。振込手数料については、立木を買受けた方の負担となります。
(民収分の振込手数料については、あらかじめ予定価格から控除してあることを申し添えます。)

現地案内について

現地案内を下記日程により行いますので、ご希望の方は時間までにご参集ください。

売払 番号	林小班	集 合 日 時	集 合 場 所	担 当 者	備 考
1号	谷地:18よ2	令和8年 6月5日(金) 9:00~	道の駅 川場田園プラザ 第4駐車場	森林官(谷地) 谷地森林事務所 TEL:0278-52-2017	1号:【分収造林】
2号	谷地:39ぬ				2号:【分収造林】
3号	月夜野:201た	令和8年 6月4日(木) 9:00~	道の駅「たくみの里」 駐車場	首席森林官(相俣・月夜野) 相俣森林事務所 TEL:0278-66-0017	3号:【分収造林】
4号	月夜野:210ね				4号:【分収造林】
5号	相俣:221ぬ2				5号:【分収造林】

< メ モ >

《 現地案内集合場所(1・2号物件)：道の駅 川場田園プラザ 第4駐車場 》

集合日時：令和8年6月5日(金)午前9:00



第4駐車場に集合願います。

令和8年度 第1回 立木公売物件一覧表

売払 番号	物件所在地	面積 (ha)	樹種	本数 (本)	材積 (m ³)	備考
1	利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林 谷地(森) 18よ2 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 52 年生	2.38	スギ 外	—	951.30	【分収造林】 ○標準地調査法 ○水源涵養保安林
2	利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林 谷地(森) 39ぬ 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 57 年生	2.59	スギ 外	—	1,247.12	【分収造林】 ○標準地調査法 ○官民境界標識注意 ○5月～7月・9月～11月の火・木曜日午前9:00～ 10:30、午後13:00～14:30の間は搬出作業不可
3	利根郡みなかみ町布施字南山国有林 月夜野(森) 201た 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 71 年生	4.09	スギ 外	—	3,248.54	【分収造林】 ○標準地調査法 ○土場・一部搬出路:民有地借り上げ要 ○官民境界標識注意 ○搬出路:貸付している施設(送電線)があるので 損傷させることのないように注意
4	利根郡みなかみ町須川字観音山国有林 月夜野(森) 210ね 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 55 年生	1.06	スギ	—	945.35	【分収造林】 ○標準地調査法 ○土砂流出防備保安林 ○土場・一部搬出路:民有地借り上げ要 ○官民境界標識注意
5	利根郡みなかみ町永井字三国国有林 相俣(森) 221ぬ2 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 52 年生	1.36	スギ 外	—	514.76	【分収造林】 ○標準地調査法 ○水源涵養保安林 ○官民境界標識注意 ○土場・一部搬出路:民有地借り上げ要 ○モデルプロジェクトの森 作業期間:8月～11月
	合計	11.48		—	6,907.07	

※ 詳細については、各物件明細書をご確認ください。

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされた森林の立木である。

売 払 番 号 1 号

(合計・内訳)

- 1 物件所在地 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林 18よ2 林小班【分収造林】
 2 伐採方法 皆 伐
 3 伐採面積 2.38 ha
 4 林 齢 52 年生
 5 搬出期限 36 ヶ月
 6 調査方法 標準地調査法
 7 物件内訳

樹種	種類	類別	本数(本)	材積(m ³)	MEMO
スギ	生立木	一般用材	—	192.89	3番札
アカマツ			—	19.98	
一般材N計			—	212.87	
	生立木	一般用材	—		2番札
			—		
一般材L計			—	0.00	
一般材計			—	212.87	
スギ	生立木	パルプ用材	—	203.85	1番札
アカマツ			—	53.39	
低質材L			—	481.19	
パルプ用材計			—	738.43	
合計			—	951.30	

一般用材主要樹種径級別内訳(標準地)							
標準地1	スギ			標準地2	アカマツ		
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積
16	12	1	0.12	28	21	1	0.61
18	20	2	0.52				
20	19	1	0.30				
20	20	1	0.32				
20	21	1	0.34				
22	18	1	0.34				
22	20	1	0.39				
24	19	2	0.84				
24	20	1	0.45				
24	21	2	0.96				
24	22	1	0.50				
26	21	1	0.55				
26	22	1	0.58				
34	24	1	1.00				
小計		17	7.21	小計		1	0.61
小計				合計		18	7.82
区域面積:		1.07	ha	区域面積:		1.31	ha
標準地面積(1):		0.04	ha	標準地面積(2):		0.04	ha

8 搬出の条件等

○水源涵養保安林に指定されていることから、搬出路及び土場の作設・使用には「保安林内土地の形質変更協議」が必要となります(署で実施)。

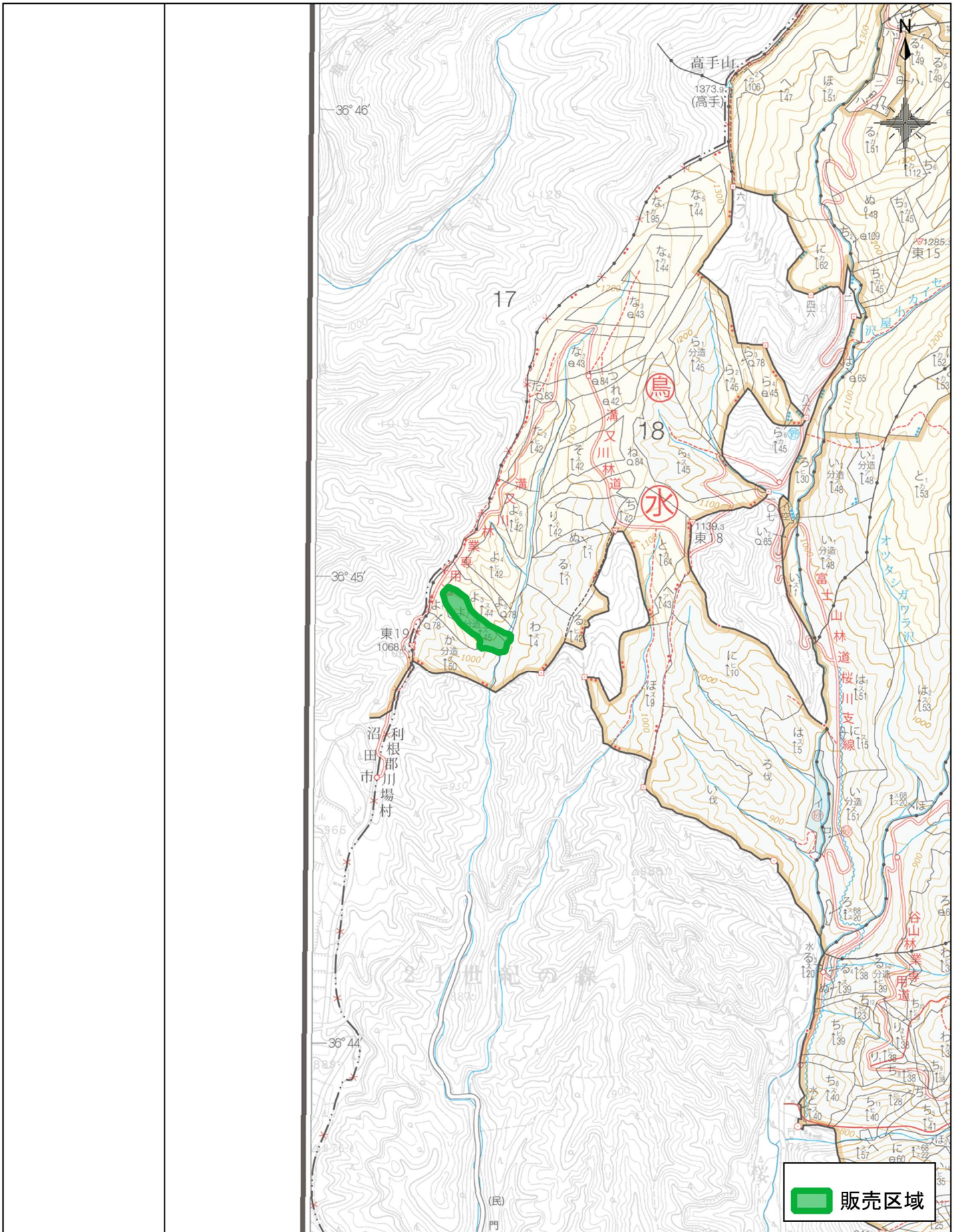
9 その他の条件等

○本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。

○【分収造林】

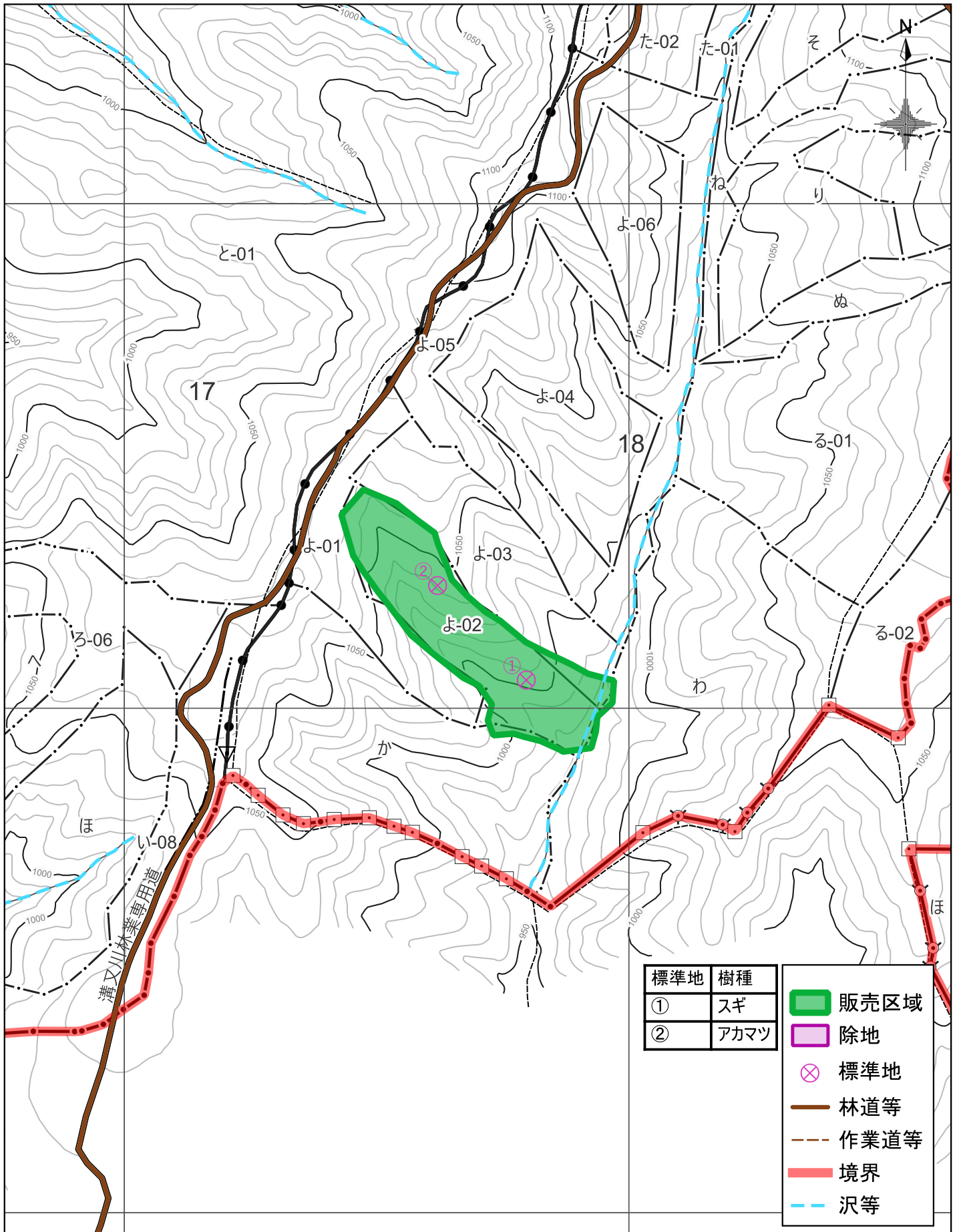
<< 物件位置図 >>

場所 : 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林18よ2林小班 【分収造林】



<< 物件区域図 >>

場所 : 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林18よ2林小班【分収造林】



売 払 番 号 2 号

(合計・内訳)

- 1 物件所在地 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林 39ぬ 林小班【分収造林】
 2 伐採方法 皆 伐
 3 伐採面積 2.59 ha
 4 林 齢 57 年生
 5 搬出期限 36 ヶ月
 6 調査方法 標準地調査法
 7 物件内訳

MEMO

3番札		
2番札		
1番札		

樹種	種類	類別	本数(本)	材積(m ³)
スギ	生立木	一般用材	—	604.36
一般材N計			—	604.36
一般材計			—	604.36
スギ	生立木	パルプ用材	—	348.15
低質材L			—	294.61
パルプ用材計			—	642.76
合計			—	1,247.12

一般用材主要樹種径級別内訳(標準地)

標準地1				標準地3			
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積
18	15	1	0.19	22	19	1	0.36
24	17	1	0.37	24	21	1	0.48
28	22	1	0.66	24	23	1	0.53
30	19	1	0.63	26	16	1	0.40
30	19	1	0.66	26	20	1	0.52
30	19	2	1.40	28	19	1	0.55
32	23	1	0.86	28	22	1	0.66
40	24	2	2.66	28	23	1	0.69
標準地2				スギ			
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積
22	17	1	0.32	30	18	1	0.59
24	15	1	0.32	30	23	1	0.78
24	16	1	0.35	30	24	1	0.82
24	20	1	0.45	32	21	2	1.56
26	17	1	0.43	32	23	2	1.72
26	21	1	0.55	32	24	1	0.90
28	22	1	0.66	34	26	1	1.09
30	22	1	0.74	36	25	2	2.30
38	22	1	1.11	42	28	1	1.69
合計						39	28.00
区域面積:						2.59	ha
標準地面積:						0.12	ha

8 搬出の条件等

○官民界標識注意

○5月～7月・9月～11月の火・木曜日午前9:00～10:30、午後13:00～14:30の間は、搬出作業を行わない
 ください。

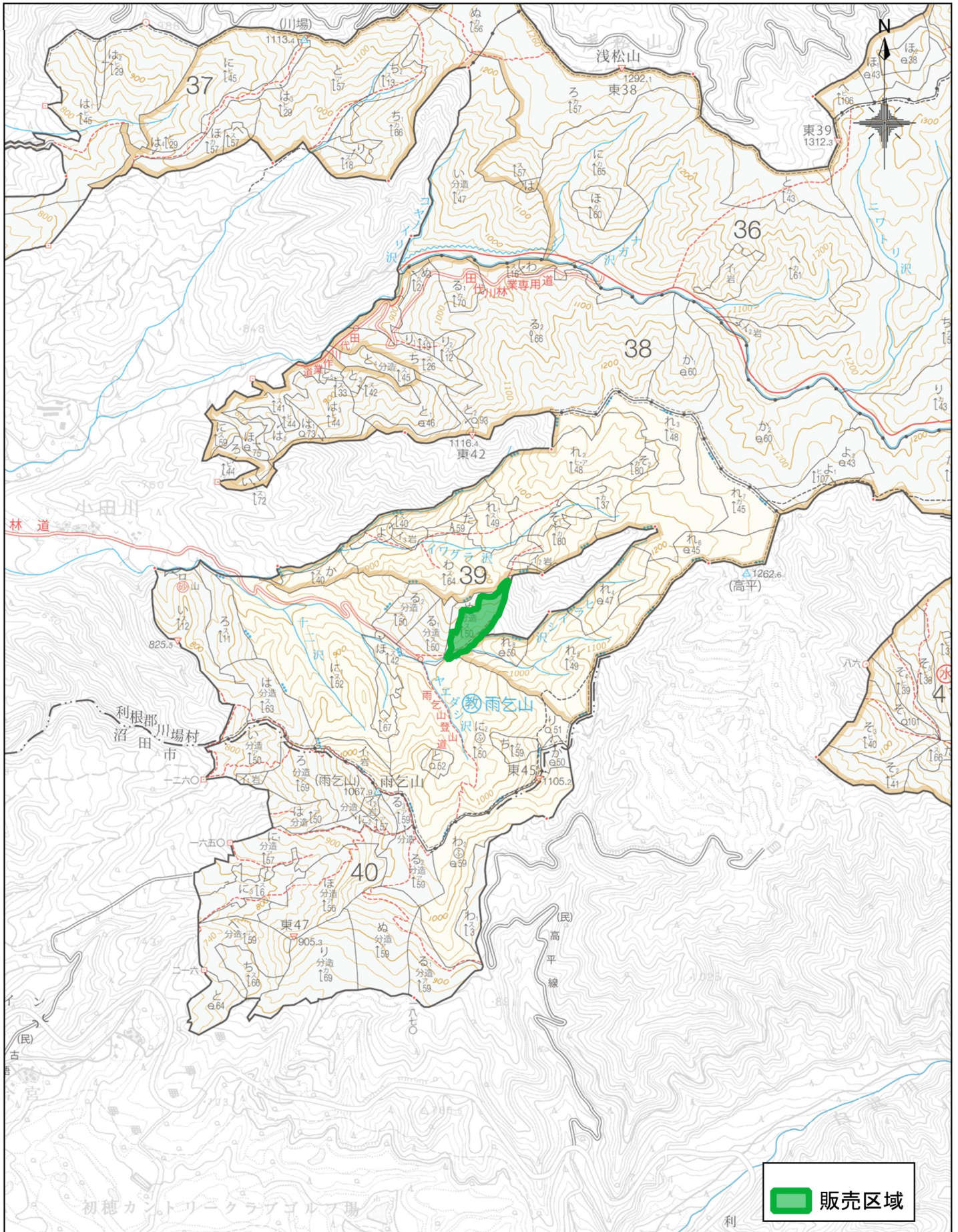
9 その他の条件等

○本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積
 比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。

○【分収造林】

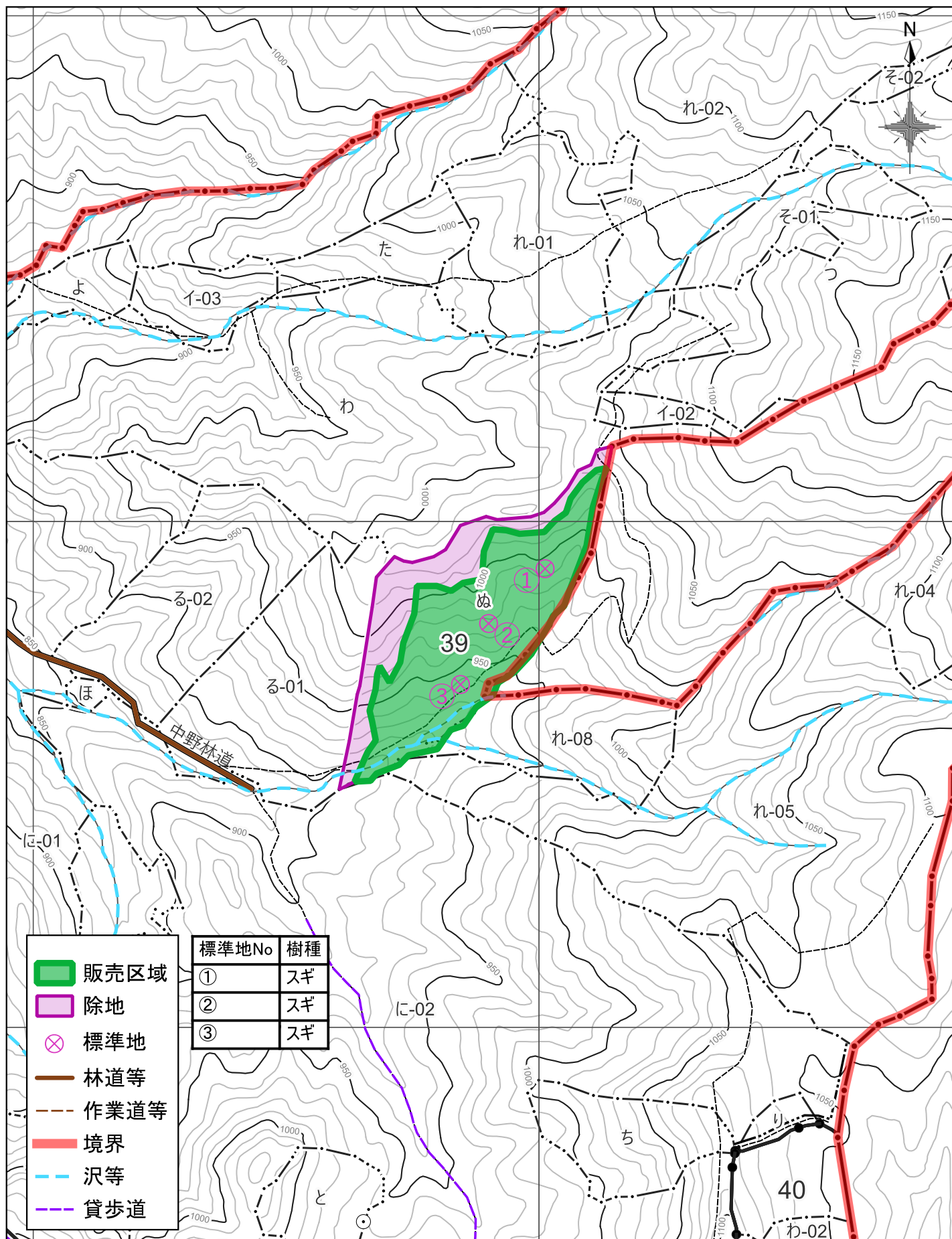
<< 物件位置図 >>

場所 : 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林39ぬ林小班【分収造林】



<< 物件区域図 >>

場所：利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林39ぬ林小班【分収造林】



売 払 番 号 3 号

(合計・内訳)

- 1 物件所在地 利根郡みなかみ町布施字南山国有林 201た 林小班【分取造林】
- 2 伐採方法 皆 伐
- 3 伐採面積 4.09 ha
- 4 林 齢 71 年生
- 5 搬出期限 36 ヶ月
- 6 調査方法 標準地調査法
- 7 物件内訳

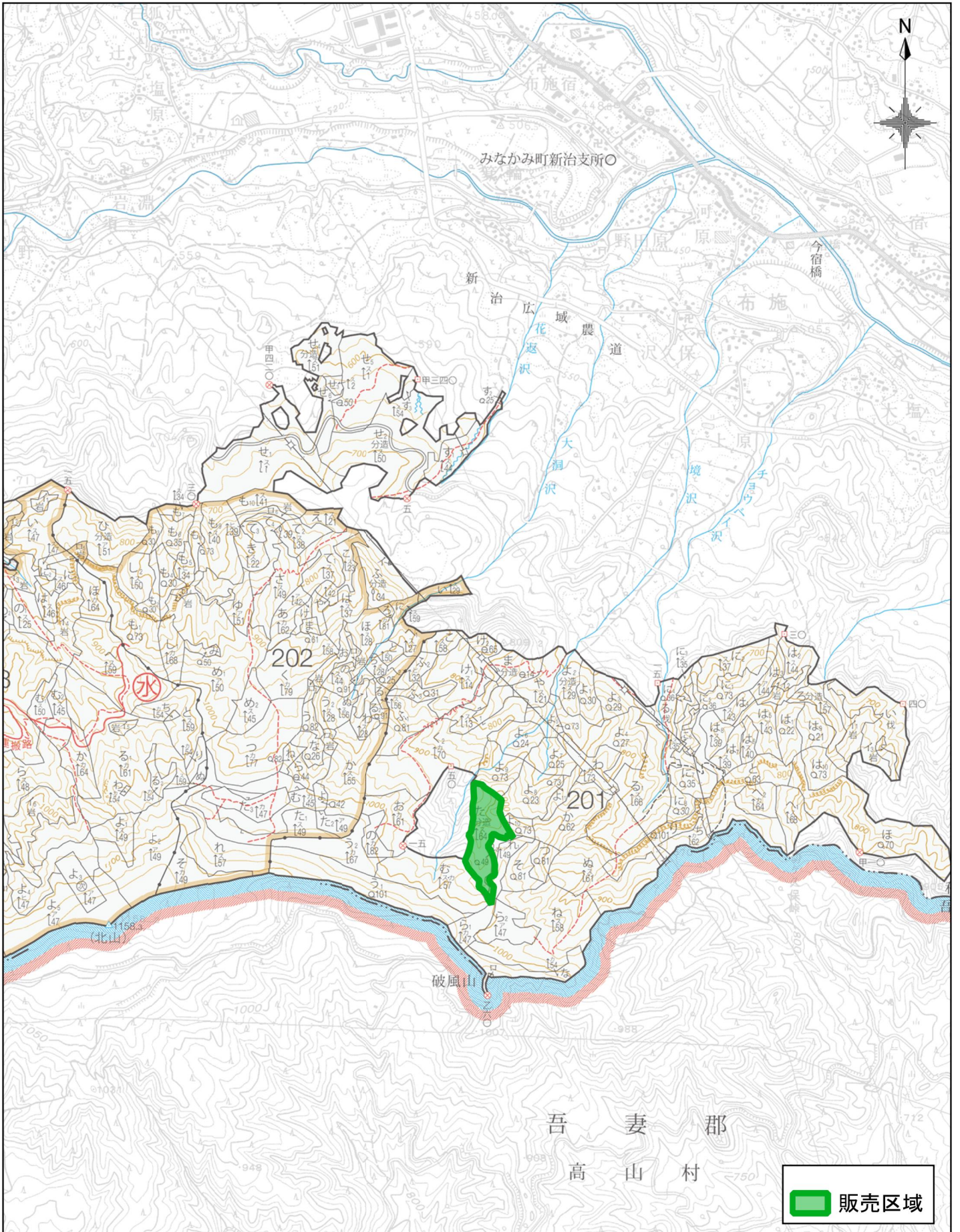
樹種	種類	類別	本数(本)	材積(m³)		
スギ	生立木	一般用材	—	2,583.22	MEMO	
			—	2,583.22		
一般材N計			—	2,583.22		3番札
	生立木	一般用材	—	—		
			—	—		
一般材L計			—	0.00		2番札
一般材計			—	2,583.22		
スギ	生立木	パルプ用材	—	571.95		1番札
他L			—	93.37		
パルプ用材計			—	665.32		
合計			—	3,248.54		

一般用材主要樹種径級別内訳(標準地)							
標準地1		スギ		標準地1		スギ	
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積
12	16	1	0.10	26	25	4	2.68
14	15	1	0.12	26	26	2	1.40
16	17	2	0.36	26	27	1	0.74
16	18	1	0.19	28	21	1	0.62
16	19	2	0.40	28	22	2	1.32
18	16	1	0.21	28	23	2	1.38
18	17	1	0.22	28	24	1	0.73
18	18	1	0.24	28	25	4	3.08
18	19	1	0.25	28	26	5	4.00
18	21	1	0.28	30	21	1	0.70
20	16	1	0.25	30	22	2	1.48
20	20	7	2.24	30	23	1	0.78
20	21	2	0.68	30	24	5	4.10
20	23	3	1.11	30	25	1	0.86
22	18	1	0.34	30	27	3	2.85
22	19	1	0.36	32	22	2	1.64
22	21	2	0.82	32	24	2	1.80
22	22	1	0.43	32	25	4	3.76
22	23	2	0.92	32	27	1	1.02
22	24	1	0.48	32	30	1	1.14
24	19	1	0.42	34	22	1	0.91
24	20	1	0.45	34	24	1	1.00
24	21	2	0.96	34	25	4	4.16
24	22	1	0.50	36	25	1	1.15
24	23	1	0.53	36	27	1	1.25
24	24	4	2.24	36	30	1	1.40
24	26	1	0.61	38	27	2	2.76
26	21	1	0.55	44	28	1	1.84
26	22	1	0.58	46	27	1	1.92
26	23	2	1.22	64	31	1	3.98
26	24	2	1.28	小計		59	56.45
小計		50	19.34	合計		109	75.79
						区域面積:	4.09 ha
						標準地面積:	0.12 ha

- 8 搬出の条件等
 - 官民境界標識注意
 - 搬出路予定箇所に貸付している施設(送電線)があるので損傷させることのないように注意してください。
 - 土場・一部搬出路については、民有地借り上げが必要となります。
- 9 その他の条件等
 - 本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。
 - 【分取造林】

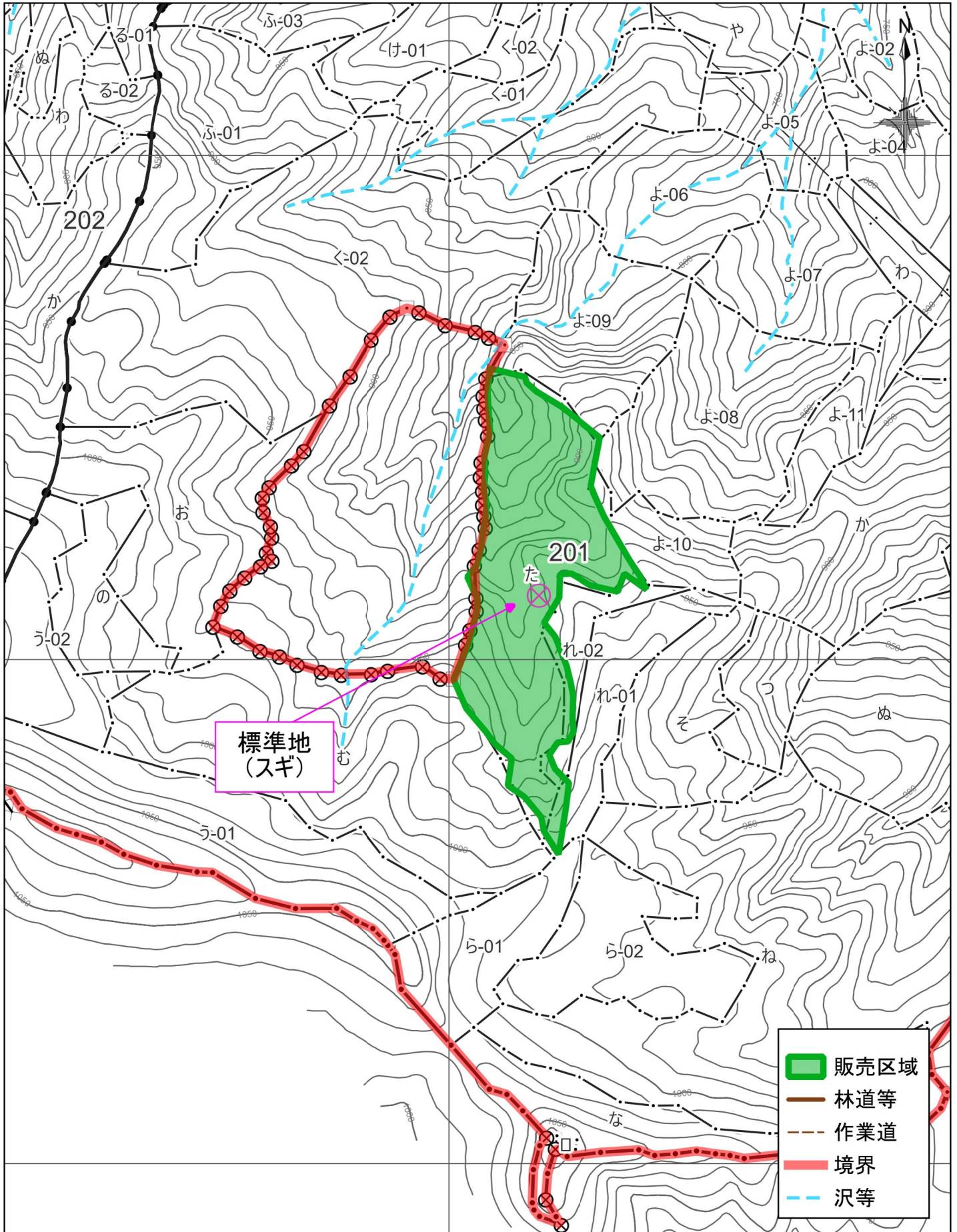
<< 物件位置図 >>

場所：利根郡みなかみ町布施字南山国有林201た林小班【分収造林】



<< 物件区域図 >>

場所 : 利根郡みなかみ町布施字南山国有林201た林小班【分収造林】



売 払 番 号 4 号

(合計・内訳)

- 1 物件所在地 利根郡みなかみ町須川字観音山国有林 210ね 林小班【分収造林】
- 2 伐採方法 皆 伐
- 3 伐採面積 1.06 ha
- 4 林 齢 55 年生
- 5 搬出期限 36 ヶ月
- 6 調査方法 標準地調査法
- 7 物件内訳

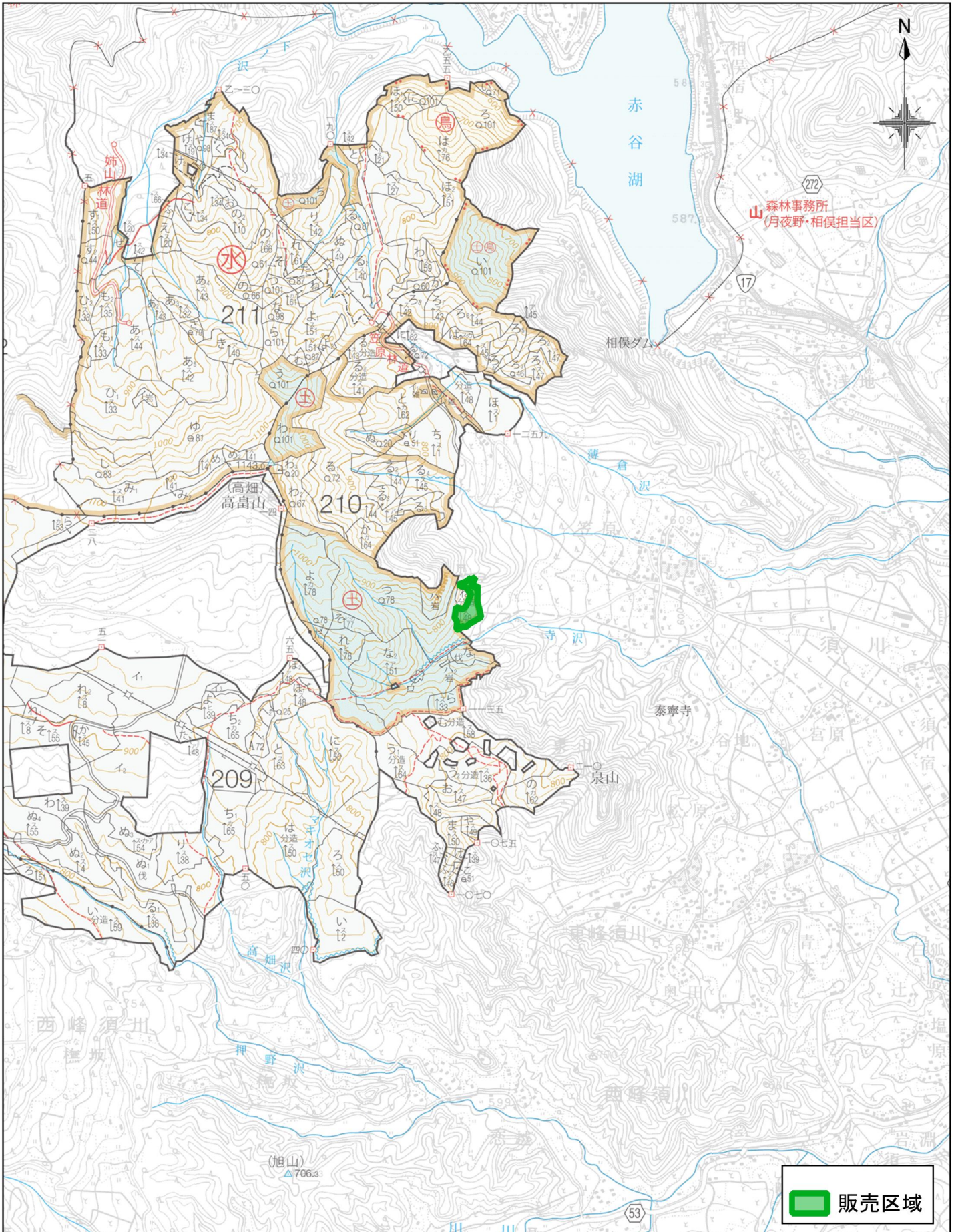
樹種	種類	類別	本数(本)	材積(m ³)	
スギ	生立木	一般用材	—	821.44	MEMO
			—	—	
一般材N計			—	821.44	3番札
	生立木	一般用材			2番札
一般材L計			—	0.00	
一般材計			—	821.44	
スギ	生立木	パルプ用材	—	123.91	1番札
			—	—	
パルプ用材計			—	123.91	
合計			—	945.35	

一般用材主要樹種径級別内訳(標準地)							
標準地1		スギ		標準地1		スギ	
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積
16	14	1	0.15	26	18	1	0.46
16	16	1	0.17	26	19	1	0.49
16	17	1	0.18	26	20	2	1.04
16	18	1	0.19	26	22	2	1.16
16	20	1	0.21	26	23	3	1.83
18	16	2	0.42	26	24	6	3.84
18	19	1	0.25	28	18	2	1.04
18	20	3	0.78	28	20	1	0.59
18	21	2	0.56	28	22	4	2.64
18	22	1	0.29	28	23	1	0.69
18	23	1	0.31	28	24	3	2.19
20	18	1	0.29	28	25	2	1.54
20	19	3	0.90	30	21	1	0.70
20	20	2	0.64	30	23	2	1.56
20	21	1	0.34	30	24	1	0.82
20	22	3	1.08	30	25	2	1.72
20	25	1	0.41	30	26	1	0.90
22	17	2	0.64	32	21	1	0.78
22	19	1	0.36	32	24	6	5.40
22	20	1	0.39	32	25	1	0.94
22	21	3	1.23	32	26	2	1.96
22	22	2	0.86	34	25	3	3.12
22	23	2	0.92	34	26	1	1.09
24	19	2	0.84	34	27	1	1.13
24	20	4	1.80	36	25	2	2.30
24	21	2	0.96	36	26	1	1.20
24	22	1	0.50	38	25	1	1.27
24	23	1	0.53	38	26	1	1.32
24	24	1	0.56	40	27	1	1.51
小計		48	16.76	小計		56	45.23
				合計		104	61.99
				区域面積:		1.06	ha
				標準地面積:		0.08	ha

- 8 搬出の条件等
 - 官民境界標識注意
 - 土砂流出防備保安林に指定されていることから、搬出路及び土場の作設・使用には「保安林内土地の形質変更協議」が必要となります(署が実施)。
 - 土場・一部搬出路については、民有地借り上げが必要となります。
- 9 その他の条件等
 - 本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。
 - 【分収造林】

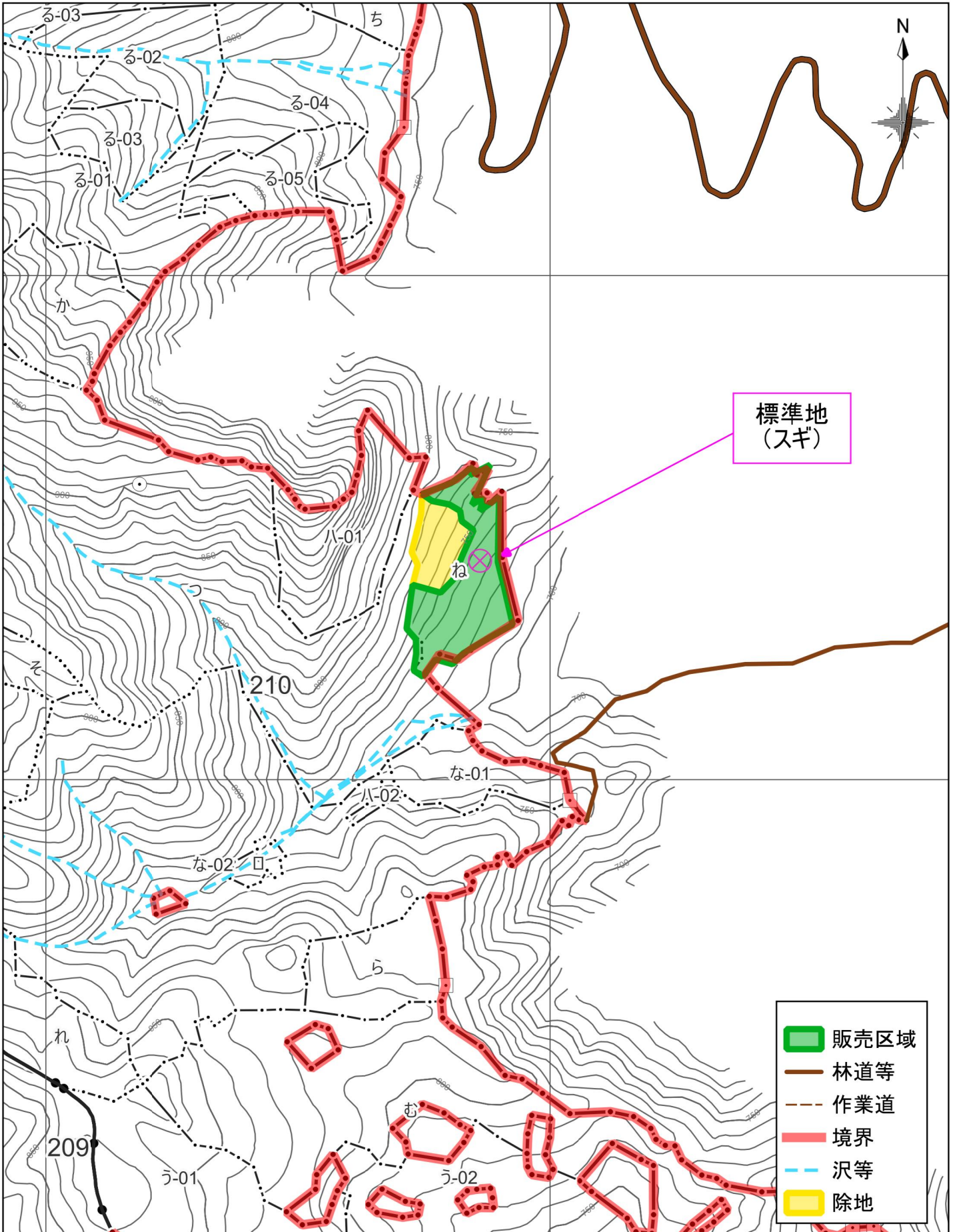
<< 物件位置図 >>

場所：利根郡みなかみ町須川字観音山国有林210ね林小班【分収造林】



<< 物件区域図 >>

場所：利根郡みなかみ町須川字観音山国有林210ね林小班【分収造林】



売 払 番 号 5 号

(合計・内訳)

- 1 物件所在地 利根郡みなかみ町永井字三国国有林 221ぬ2 林小班【分収造林】
- 2 伐採方法 皆 伐
- 3 伐採面積 1.36 ha
- 4 林 齢 52 年生
- 5 搬出期限 48 ヶ月
- 6 調査方法 標準地調査法
- 7 物件内訳

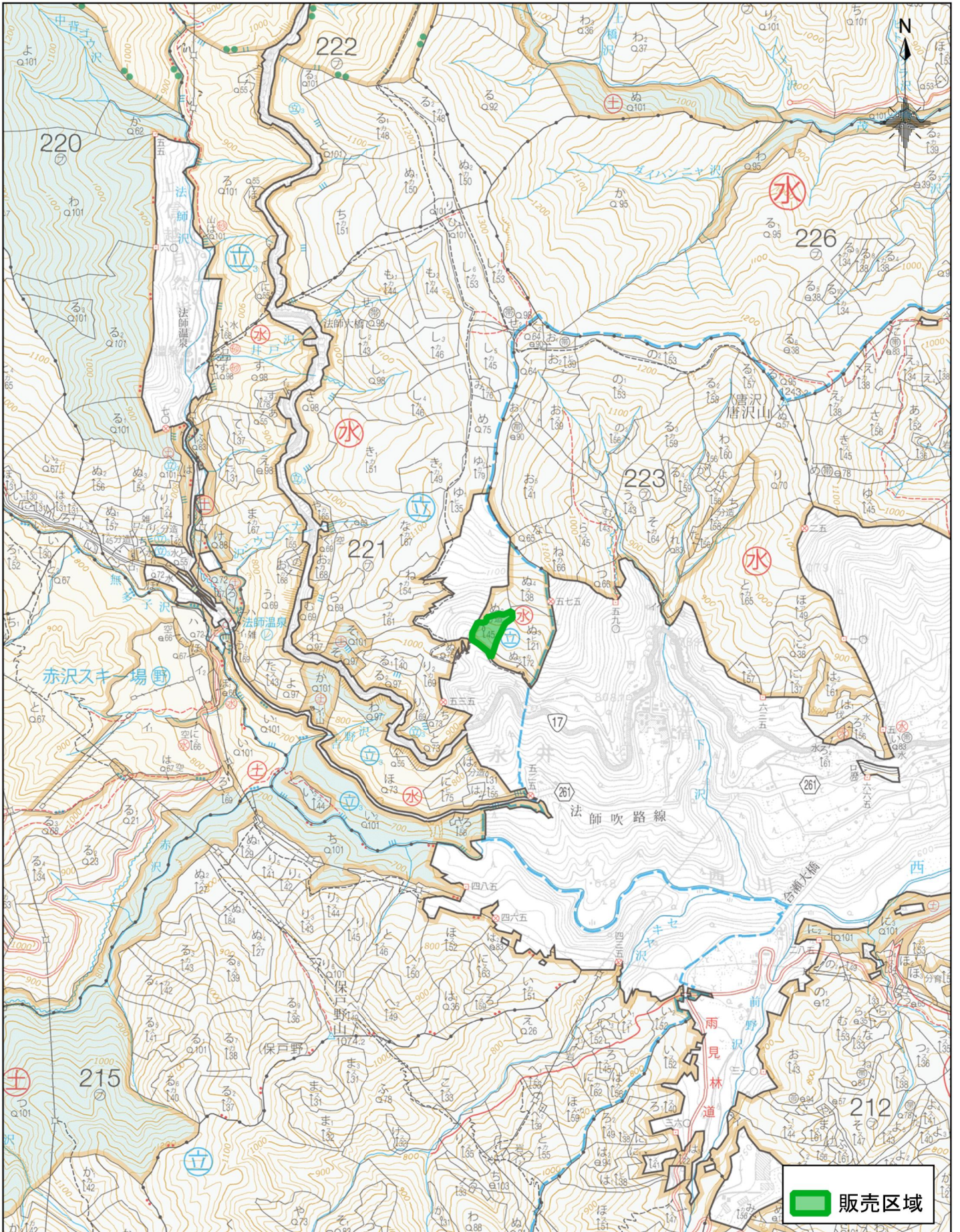
樹種	種類	類別	本数(本)	材積(m ³)	MEMO
スギ	生立木	一般用材	—	134.98	3番札
	一般材N計		—	134.98	
スギ	生立木	一般用材	—	0.00	
	一般材L計		—	0.00	
一般材計		—	—	134.98	
スギ 低質材L	生立木	パルプ用材	—	219.30	1番札
			—	160.48	
パルプ用材計		—	—	379.78	
合計			—	514.76	

一般用材主要樹種径級別内訳(標準地)				
標準地	スギ			
胸高直径	平均樹高	本数	材積	
16	14	1	0.15	
20	17	1	0.27	
20	19	1	0.30	
22	20	1	0.39	
24	19	1	0.42	
24	22	1	0.50	
28	21	1	0.62	
28	22	2	1.32	
小計		9	3.97	
合計		9	3.97	
区域面積:		1.36 ha		
標準地面積:		0.04 ha		

- 8 搬出の条件等
 - 官民境界標識注意
 - 水源涵養保安林に指定されていることから、搬出路及び土場の作設・使用には「保安林内土地の形質変更協議」が必要となります(署が実施)。
 - 土場・一部搬出路については民有地借上げが必要となります。
 - モデルプロジェクトの森
作業期間:8月～11月
- 9 その他の条件等
 - 本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。
 - 【分収造林】

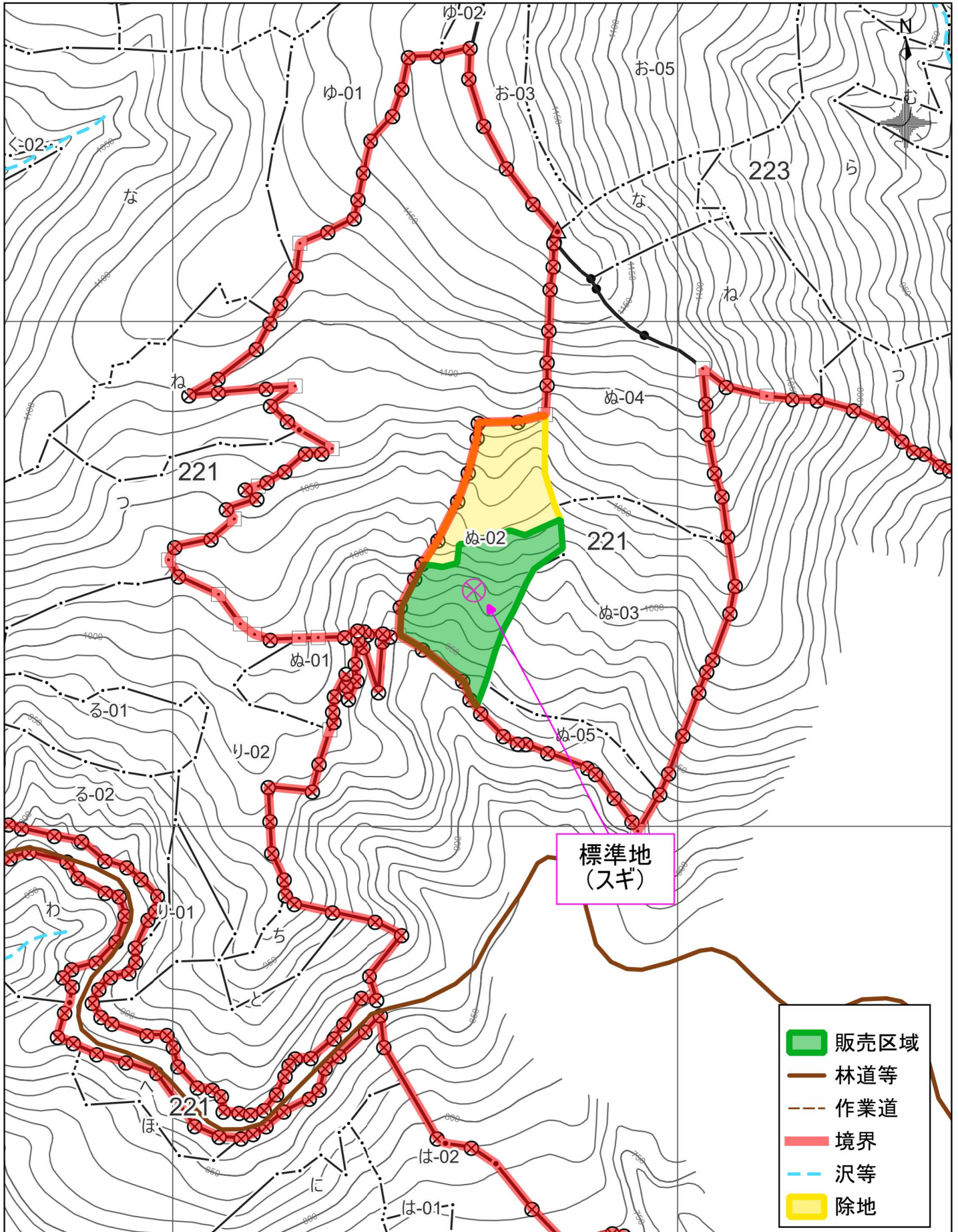
<< 物件位置図 >>

場所：利根郡みなかみ町永井字三国国有林221ぬ2林小班【分収造林】



<< 物件区域図 >>

場所：利根郡みなかみ町永井字三国国有林221ぬ2林小班【分収造林】



森林内で作業される 事業者のみなさまへお願いします。

本県の山林においてCSF(豚熱)ウイルスに
感染した野生イノシシが確認されています！

CSFウイルスは、感染した野生イノシシのフンにも混ざっ
ているため、靴底や衣服、車のタイヤなどに付着した土など
によって運ばれる可能性があります。感染拡大を防ぐため、
作業終了後、靴底やタイヤの土をよく落としてください。

土の中にウイルス
がいる可能性が！



- 作業場所から引き上げる時、車両等に乗る前に、作業靴の裏、作業着、道具等に付着した土をよく落としてください。
- **靴底や、車両のタイヤなどは可能な限り、洗浄・消毒をお願いします。**
- 山林内に入った後は養豚場へ近づかないようお願いします。
- 死亡している野生イノシシを発見した場合はお手数ですが、下記まで連絡をお願いします。

CSF(豚熱)とは

CSFウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。

感染豚は、唾液、涙、ふん尿中にウイルスを排出し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法が無く、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されています。

豚・イノシシの病気であり人には感染しません。